

沖縄県公益認定等審議会運営要領

(趣旨)

第1条 沖縄県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び沖縄県公益認定等審議会条例（平成19年沖縄県条例第47号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(審議の公正)

第3条 審議会は、委員の申出に基づき、当該委員が審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると判断する場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

(資料提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申及び勧告)

第5条 審議会に対する諮問は、沖縄県知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が沖縄県知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題

(4) 審議要旨

(5) 議決事項

(6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第7条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

(1) 認定法第51条において準用する同法第43条第1項及び第3項に規定する事項に関する審議を行う場合

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第2項において準用する同法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項に掲げる事項に関する審議を行う場合

(3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると審議会が決定した場合

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続については別に定める。

（議事録等の公開）

第8条 会議の議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）は、前条第1項の規定により会議を非公開とする場合を除き、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由及び議決結果を公開する。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年6月17日から施行する。